

# 香川県移住者起業支援補助金交付要綱

平成 27 年 6 月 1 日 27 地域 28967 号

## 香川県移住者起業支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 香川県移住者起業支援補助金（以下「補助金」という。）は、本県への移住促進を図るため、県外から移住し起業をする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「移住者」 平成27年4月1日以降に県外から本県に住民票を移そうとし、若しくは、移した者、又は、平成24年4月1日以降に県内で地域おこし協力隊として県内市町から委嘱を受け、一定期間地域協力活動に従事している、若しくは従事したことがある者。
- (2)「移住者起業」 移住者であって、県内で新たに個人開業又は会社（会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社をいう。以下同じ。）、企業組合、特定非営利活動法人の設立を行い、その代表となる者（この場合において、個人開業の判断は、税務署への開業届で行う。）が新しく事業を起こすこと。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、概ね5年以上定住する意志を持ち移住者起業をする者で、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者とする。ただし、知事が特に認める者は、この限りでない。

- (1) 県内に事務所を設置し、又は設置しようとしている者で、法人登記、個人事業者開設届等による事業拠点の設置及び実質的な事業開始を補助金交付対象年度の3月末日までに行える者
  - (2) 県内に住所を有する者又は第10条に規定する補助金の実績報告を提出する日の前日までに県内に住所を有する者
  - (3) 十分な調査研究に基づく計画性があるもので、継続発展する見込みのある事業を起業する者
  - (4) 県税の滞納及び税外未収金のない者
- 2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和38年法律第122号)に基づく届出を要する事業を営む者
- (3) 事業の実施に関して、法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有する者。
- (4) その他知事が適切でないと判断する事業を実施しようとする者。

#### (交付額)

第4条 この補助金の対象経費は、前条で規定する補助対象者が起業する際に必要な経費のうち、起業に必要な施設、機械設備、工具器具の購入、賃借または修繕にかかる費用とする。

2 前項にかかる費用の実支出額(総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額)と100万円とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。

#### (交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとし、知事が別に定める審査会の審査を経て決定するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合(補助事業の達成に支障をきたすことなく、かつ事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更を除く。)
  - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規程により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明

らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### （事業計画書の提出）

第6条 補助事業を申請しようとするものは、第1号様式「起業計画書」に係る書類を添付して、知事に提出するものとする。

#### （交付の申請）

第7条 5条に定める審査会の審査を経て内定された者は、第2号様式「移住者起業支援補助金交付申請書」に第1号様式ほか関係書類を添付して、知事に提出するものとする。

#### （変更の承認）

第8条 第5条第1項の規定により知事の承認を受けようとする場合には、第3号様式「起業計画変更承認申請書」に係る書類を添付して知事に提出しなければならない。

#### （交付決定の取消）

第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (3) この要綱又は補助金の交付決定条件に違反したとき。

#### （実績報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日又は翌年度 4 月 5 日のいずれか早い日までに、第 4 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第 11 条 知事は、前条の実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の現地での検査は、補助事業者の立会いのもと行うこととし、補助事業者は特段の事情のない限り協力しなければならない。

(補助金の交付)

第 12 条 知事は、前条の規定に基づく補助金の額の確定を行ったのちに、原則精算払により補助金を交付する。

(重複交付の禁止)

第 13 条 補助事業者が当該補助事業について、国、県等の他の補助金の交付を受けた場合は、本要綱に基づく当該年度の補助金は交付しないものとする。

(報告、検査及び指示)

第 14 条 知事は、補助事業を適正に実施させるため必要があるときは、補助事業者に対して補助事業に関し報告をさせ、又はその職員に書類若しくは補助事業の遂行状況を検査させることができる。この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をすることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。